



総務省

# インターネット政策に関する 国際的な議論の動向

2012年11月20日

総務省情報通信政策研究所長

仲矢 徹

t.nakaya@soumu.go.jp

# 国連がインターネットを規制？

## ◆ 米下院エネルギー商業委員会公聴会(2012年5月31日)で

米国政府関係者及びGoogleのVinton Cerfらが、

ITRが改正される本年12月のITU会合(WCIT)で、インターネットに対するITU及び国家の管理が強化される可能性があることについて、強い懸念を表明。

一部の議員が提出した決議案は、6月20日、同委員会で満場一致で採択。

### 下院決議の主文(仮訳)

「NTIA長官は、国務次官補及び国際通信情報政策調整官と相談し、インターネットガバナンスに関する米国の立場、それはグローバル・インターネットが政府の支配から自由であることを促進し、今日のインターネットを管理する成功したマルチステークホルダーモデルを守り発展させるための首尾一貫して明白な米国の政策を明示するものであるが、その立場を実施するよう働き続けるべきである。」

The U.N. 's Internet Power Grab

*Leaked documents show a real threat to the international flow of information*

Source: Online WSJ, 17 June 2012

ITR? ITU? WCIT? 国連??

## International Telecommunication Regulation (ITR) 国際電気通信規則

国際電気通信業務の提供、運用、料金決済方式等に関する業務規則

- ◆ 国際電気通信連合(ITU)という国連専門機関の会議で定めた規則(拘束力あり)
- ◆ 制定された1988年に一般的だった国営・独占の国際電話事業が前提。  
⇒ 民営化、競争導入、インターネット普及に伴い、実情と条文が乖離。
- ◆ そこで ITU全権委員会議はITRを改正する会議を2012年に開催することを決定。



## World Conference on International Telecommunication (WCIT)

読み「ういきっと」

2012年12月3日(月)～14日(金)、アラブ首長国連邦のドバイで開催。

## 中国の改正(条文追加)提案

(1) Member-States have **the responsibility** and right to protect the network security of the information and communication infrastructure within their state, to promote the international cooperation to fight against network attacks and disruptions.

(2) Member-States have **the responsibility** to require and supervise that enterprises operating in their territory use ICTs in a rational way and endeavor to ensure the effective functioning of ICTs, in secure and trustworthy conditions.

(3) User information in information and communication network should be respected and protected. Member-states have **the responsibility** to require and supervise that enterprises operating in their territory protect the security of user information.

## ロシアの改正(条文追加)提案(一部)

Member States **shall ensure unrestricted public access** to international telecommunication services and the unrestricted use of international telecommunications, **except in cases where international telecommunication services are used for the purpose of interfering in the internal affairs or undermining the sovereignty, national security, territorial integrity and public safety of other States, or to divulge information of a sensitive nature.**

国際電気通信サービスが、内政干渉目的、又は他国の主権、国家安全保障、領土、公衆安全を侵す目的で、あるいはセンシティブな情報を暴露するために使用される場合、**加盟国は、国際電気通信サービスへの公衆アクセスや国際電気通信の使用を制限**できる。

### 旧ソ連諸国の改正(条文追加)提案(一部)

Member States shall endeavor to provide, in a timely manner, sufficient **numbering, naming, identification and addressing resources** on telecommunication networks and **provide competing (including at global level) mechanisms for their allocation** in order to meet the requirements of and demand for international telecommunication services.

加盟国は、番号、名前、ID及びアドレス資源の競合配分メカニズム (グローバルレベルを含む)を提供するよう努めなければならない。

**Constitution of ITU (ITU憲章)**

Complement (補完) ↑

**Convention of ITU (ITU条約)**

Complement (補完) ↑

**International Telecommunication Regulations (ITR)  
Radio Regulations (RR)**

## Preamble

While fully recognizing the sovereign right of each State to regulate its telecommunication and having regard to the growing importance of telecommunication for the preservation of peace and the economic and social development of all States, .... (各国の電気通信を規制する主権)

## ARTICLE 34 - Stoppage of Telecommunications

34.2 Member States also reserve the right to cut off, in accordance with their national law, any other private telecommunications which may appear dangerous to the security of the State or contrary to its laws, to public order or to decency. (危険な私的通信の遮断権)

## ARTICLE 37 - Secrecy of Telecommunications

37.2 Nevertheless, they reserve the right to communicate such correspondence to the competent authorities in order to ensure the application of their national laws or the execution of international conventions to which they are parties. (内容の当局への通報権)

## *Constitution of ITU (ITU憲章)*

### Annex : Definition of Certain Terms

Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

## *International Telecommunication Regulations*

### 2.1 Telecommunication

上記の定義をそのままコピー

## ***Convention of ITU (ITU条約)***

### **ARTICLE 32B – Reservations (留保)**

32B.3 If any decision appears to a delegation to be such as to prevent its government from consenting to be bound by the revision of the Administrative Regulations, this delegation may make reservations, final or provisional, regarding that decision, at the end of the conference adopting that revision...

## ***International Telecommunication Regulations***

### **ARTICLE 10 - Final Provisions**

10.3 If a Member makes reservations with regard to the application of one or more of the provisions of these Regulations, other Members and their administrations shall be free to disregard the said provision or provisions in their relations with the Member which has made such reservations and its administrations.

ITUには、インターネット政策を議論できる会合が他にもある

例:

## (1)インターネットに関する理事会作業部会

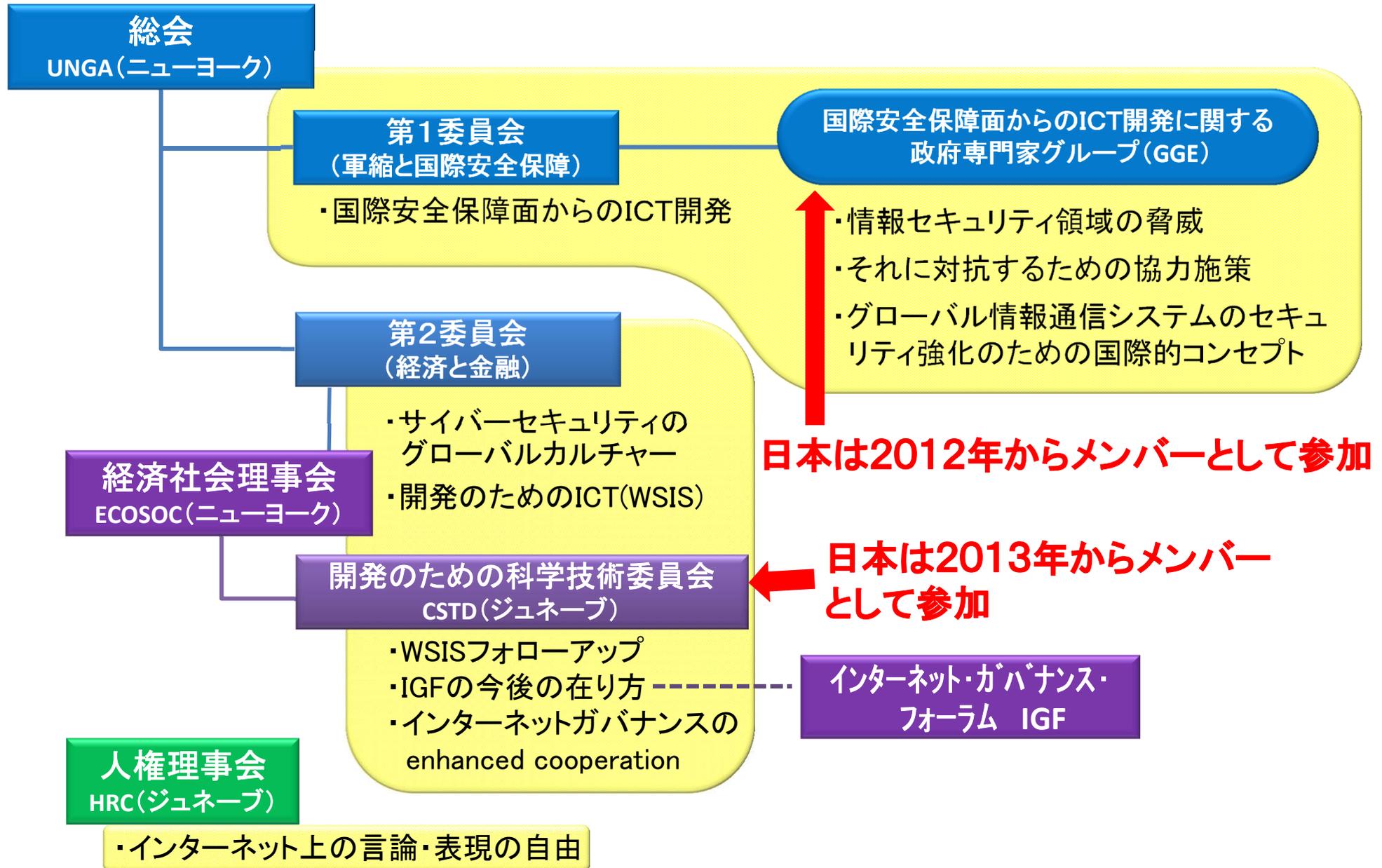
2010年に設置を決定。他の国際機関との協力方策を議論するのが目的。2012年6月に第1回会合開催。

## (2)世界電気通信政策フォーラム(WTPF)

2013年5月「国際的なインターネット関連公共政策事項」を主題にジュネーブで開催する予定。

## (3)全権委員会

4年に一回開催されるITUの活動に関する最高決定機関(会議)。次回は2014年に韓国で開催ITU憲章及び条約の改正も審議。



- ◆国連総会第1委員会が、1999年頃より「国際安全保障の観点からのICTの発展」という議題で議論。
- ◆2回にわたって政府専門家グループ(GGE)を設置し検討。
  - ・第1回は結論が出ず
  - ・第2回(2009年11月～2010年6月)は、  
「**国家のICT利用に関する規範を議論すべき**」という勧告を国連総会に提出。
- ◆これを受けた2010年の国連総会は、第3回GGEを2012年に設置し、検討を継続させることを国連事務総長に要請。  
  
⇒2012年8月から3回(各回5日間)に亘ってGGE会合が開催される。

### 中国・ロシア・タジキスタン・ウズベキスタンによる共同提案(抜粋) 2011年9月

この規範は、国際的な安定と安全保障を維持する目的に沿って、…情報空間における各国の権利及び責務を確定し、各国の建設的及び責任ある行動を促し、情報空間における共通の脅威や課題に取り組む際の各国の協力を高めることを目的とする。

本規範への支持は任意であり、すべての国に開かれている。

- ネットワークをはじめとするICTを利用した犯罪およびテロ活動と闘うこと、あるいは、テロリズム、分離主義、過激主義を扇動する情報(の流布)、あるいは他国の政治、経済、社会の安定並びにその精神的および文化的な環境を弱体化する情報の流布を阻止するために協力すること。
- 情報を検索、取得、流布する権利及び自由を含む、情報スペースにおける権利と自由については、関連する国内法及び規則に従うという前提で十分に尊重すること。
- リソースの公平な分配を確実にし、全ての人のアクセスを推進し、かつ、インターネットの安定的で安全な機能を確保するために、多国間の透明かつ民主的な国際的インターネット管理システムの構築を促進すること。

- ◆ サイバー空間における住所に相当するIPアドレスとドメイン・ネームは、アメリカの非営利団体ICANNが管理。
- ◆ 2003年、2005年の2回にわたり開催されたWSIS(世界情報社会サミット：国連では唯一のICT関連サミット)でこのことが主要論点の1つとなり、先進国と途上国との間で意見が対立。 ⇒ 激論の末、結論文書で次のとおり規定。

### WSISチュニスアジェンダ(2005年11月18日採択)より

- インターネット・ガバナンスを、インターネットの展開と利用を形作る、共有の原則、標準、規則、意思決定手続き等及びプログラムを、政府、民間部門、市民社会がそれぞれの役割において、開発し適用すること、と定義する。
- インターネットに関する国際的な公共政策問題における「**協力強化(enhanced cooperation)**」の必要性を認識する。
- この「協力」には、関連する国際機関を利用することにより、重要なインターネット資源の調整と管理に関連する公共政策問題についての原則を策定することを含む。
- 「協力強化」のプロセスは、国連事務総長によって2006年の第1四半期末までに開始される。
- 国連事務総長に2006年第2四半期までに「**インターネット・ガバナンス・フォーラム**」を開催するよう依頼する。

### インターネット・ガバナンス・フォーラム(IGF)

- 参加者：政府、産業界、学識者、市民社会など全てのステークホルダの参加が可能。
- 事務局：国連に設置(ジュネーブの国連欧州本部)。政府、企業等の拠出金で運営。
- インターネットに関連する様々な公共政策問題について対話を行う場。
- 既存の取決め、仕組み、機関や組織に置き換わるものではなく意志決定は行わない。

2006年10月に第1回を開催。2012年11月に第7回会合をアゼルバイジャンで開催。

### 協力強化(Enhanced Cooperation)

WSISフォローアップの一環として、総会第2委員会及び経済社会理事会において議論。

- 2011年10月、国連総会第2委員会で、インドが国連インターネット関連政策委員会の設立を提唱。これをもとに、途上国グループ(G77)が国連総会での決議を提案。
- 日米欧加等が反対し、結局、インターネット関連公共政策問題における「協力強化(enhanced cooperation)」に関する会合を2012年に開催することで決着。
- 2012年5月18日、上記会合を国連経済社会理事会の科学技術委員会がジュネーブで開催。
- 上記会合で出された意見をもとに、2012年秋の国連総会(第2委員会)で再度議論。

## 国連人権理事会において

- ◆2000年の決議に特別報告者の調査対象としてインターネットが明記される。
- ◆2002年の決議にてインターネットへのアクセスや利用を不当に規制せぬよう政府に勧める旨言及。
- ◆2004年の決議で同様の点に言及。
- ◆2009年の決議で同様の点に言及。
- ◆2011年4月、特別報告者がインターネット上の言論と表現の自由について報告書を提出。この報告書に関する議論の結果、同年9月、次のセッションで本件に関するパネルディスカッションを行うことを決定。
- ◆2012年2月、インターネット上の言論と表現の自由に関するパネルディスカッション開催。中国が30カ国との共同ステートメントを発言。

### 30カ国(\*)の共同ステートメントの概要

- ◆ 表現の自由は基本的人権の一つで、インターネットでの有用な情報の受発信は人々の相互理解と発展に資する。しかし、表現の自由は絶対ではない。国際人権規約等の国際法に則り制限され、暴力活動や人権の破壊のために使われてはならない。
- ◆ インターネット上の表現の自由の濫用は、人々の権利と尊厳を侵害し、社会の安定をむしばみ、国家の安全を脅かし得る。インターネットはしばしば、テロリズム、過激主義、人種差別、民族差別、政権打倒思想を助長し、事実をゆがめ、事態を誇張し、暴力を起し、政治的利益目的で緊張を増幅させる。犯罪者は、不法行為を扇動するために使う。
- ◆ インターネットはポルノや暴力をまき散らす。子供は無力であり、しばしば犠牲になる。
- ◆ 知的所有権保護の重要性は理解するが、それを名目としてアクセスを制限するような技術は使用されるべきではない。

(\*) 中国、アルジェリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ブルンジ、カンボジア、コンゴ、キューバ、北朝鮮、エチオピア、イラン、ラオス、マレーシア、モーリタニア、ミャンマー、ナミビア、ニガラグア、パキスタン、パレスチナ、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、トルクメニスタン、ベネズエラ、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

2011年9月、中国政府が、国が通信セキュリティ確保の責任を負い、権利を有するとの趣旨の条文案を提案。

我が国は、国が電気通信事業者に対してネットワークセキュリティ確保措置を**奨励する**旨の対案を提案。



2012年3月のアジア地域内の調整で、以下の2段落の案となり、多数の支持を得た。

(1) Member States **should encourage** Operating Agencies in their territories to take appropriate measures for ensuring network security.

(2) Member States **should collaborate** to promote international cooperation to avoid technical harm to networks.

## インターネット政策課題に関する日英共同声明(抄)

2012年5月2日、川端総務大臣と英ハント文化・メディア・スポーツ大臣との会談後に発表

- (a) インターネットによる経済成長、イノベーション及び社会発展への貢献を維持するためには、インターネットガバナンスについて、政府、企業、市民社会がそれぞれの役割を果たすマルチステークホルダーアプローチが最善の方法であることを再確認すること
- (b) サービス、コンテンツ、アプリケーションといった多様な情報が国境を越えて流通するインターネットから最大限の便益をユーザーが享受できるよう、インターネット政策が、国際レベルで首尾一貫性があり、整合的であることを確保するよう努力すること
- (c) インターネット及びサイバー政策に関する今後の国際的な会合において、国民及び企業の双方がインターネットを利用する際に、現在の情報の自由な流通を享受し続けることができるよう国際的なコンセンサスを実現するために相互に協力すること

(了)